

田原市人材養成活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民協働によるまちづくりの担い手育成を図るため、講座等を受講し、又は視察を実施する市民活動団体に対し交付する田原市人材養成活動補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市民活動に関する専門的な知識、手法等を習得するための講座、研修等(以下「講座等」という。)及び田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランに定める具体的な事業の推進に寄与する取組の立案を目的として行われる先進事例の調査及び研究(以下「視察」という。)とする。ただし、次の事由に該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 利益追求を目的とした資格取得のための事業
- (2) 個人のみが利益を受けることが想定される事業
- (3) 所属する団体の市民公益活動への直接的な反映が期待できない事業
- (4) 市の他の制度で支援を受けることができる事業
- (5) 政治活動、宗教活動又は営利活動に関する事業

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う5人以上で構成されている市民活動団体とする。ただし、講座等及び視察(以下「提案事業」という。)終了後に、市民活動団体の設立又は加入が確実な場合に限り、個人の申請を可能とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (3) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- (4) 公序良俗に反する団体
- (5) 過去に累計3年度、補助金の交付を受けた団体
- (6) 講座等において、当該年度、2回補助金の交付を受けている団体
- (7) 視察において、過去に補助金の交付を受け、同一類似事業の視察を行うものと認められる団体
- (8) 過去5年間に、交付決定の取消しの処分を受けた団体

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費とし、事業区分、経費区分、内容及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象事業の募集)

第5条 市長は、期間を定めて補助対象事業を募集するものとする。

(交付申請書の提出)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする団体は、田原市人材養成活動補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要説明書(様式第2号)
- (2) 実施計画書(様式第3号)
- (3) 団体構成員の名簿
- (4) 直近の団体収支決算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第7条 前条の規定により提出された申請書の審査は、企画課長、人口増企画室長及び事業関係課長を委員とする田原市人材養成活動補助金審査会(以下「審査会」という。)において、事業の妥当性、有効性、緊急性等を総合的に評価するものとする。

2 講座等に関する申請は、前項の規定に限らず、審査会の評価を省略し、既存の補助制度、施策適合の有無、講座等受講に伴う効果等について、市関係部署の意見を確認することをもって審査とする。

3 審査会に会長を置き、企画課長をもって充てる。

4 審査会は、会長が招集する。

5 審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による審査において、補助金の交付が適当と認められたときは、補助金の交付を決定し、田原市人材養成活動補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請団体に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定について、一定の条件を付することができる。

(事業内容の変更等)

第9条 前条に規定する通知後に事業内容に変更が生じた場合は、申請団体は速やかに田原市人材養成活動補助金変更申請書(様式第5号。以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 変更申請書が提出された場合の審査は、第7条第1項及び第2項を準用する。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、審査会の開催を省略し、会長の専決により変更を決定することができる。

- (1) グループ構成員の一部に係る変更(減少を含む。)
- (2) 前号の変更に伴う旅費の変更

3 審査の結果は、田原市人材養成活動補助金変更結果通知書(様式第6号)により申請団体に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた団体は、提案事業が終了したときは、終了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで、田原市人材養成活動補助金実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添え

て市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第8号）
- (2) 提案事業に要した費用の領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。

別表（第4条関係）

事業区分	経費区分	内容	補助率
共通	旅費（日当を除く）	交通費 ・田原市職員の旅費の計算の例により算出 ・公共交通機関に限る	4,000円まで全額補助とし、4,000円を超える場合は当該超える部分について2分の1の補助とする。
		宿泊費 ・田原市職員の旅費の計算の例により算出 ・必要不可欠な場合に限る	補助率2分の1 上限6,000円
	その他経費	特に市長が認める経費	全額補助
講座等	需用費 負担金	受講料 テキスト代	3,000円まで全額補助とし、3,000円を超える場合は当該超える部分について2分の1の補助とする。
視察	使用料 手数料	公共施設等の使用料及び手数料など、やむを得ず必要と認められるものに限る	3,000円まで全額補助とし、3,000円を超える場合は当該超える部分について2分の1の補助とする。

田原市人材養成活動補助金 交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住 所

団体名

代表者名

印

年度田原市人材養成活動補助金の交付申請書について、下記のとおり提出します。

記

1 名称

2 目的及び選定理由

3 提案事業実施予定期間

年 月 日から
年 月 日まで

4 提案事業に要する経費

金

円

5 補助金等交付要望額

金

円

（添付書類）

団体概要説明書（様式第2号）、実施計画書（様式第3号）

団体構成員の名簿、直近の団体収支決算書

団体概要説明書

団 体 名		
代 表 者 名		
団 体 住 所		
T E L / F A X	TEL	FAX
連 絡 先	氏 名	
	住 所	
	TEL/FAX	TEL FAX
	E-mail	
設 立 年 月 日		
設 立 目 的		
団体の活動内容		
構成員（団体）数	市内在住・在勤者	人
	その他	人
備 考		

実施計画書

名 称			
実施期間	年 月 日から	年 月 日まで	
参 加 者	氏名	住所	TEL
	氏名	住所	TEL
	氏名	住所	TEL
	氏名	住所	TEL
成果の反映 今後の事業 展開(計画)			
【 予 算 】 経 費 明 細	費 目	金 額	積 算 内 訳
	合 計		
補助要望額	円（上限12万円）		

田原市人材養成活動補助金 交付決定通知書

年 月 日

様

田原市長

年度田原市人材養成活動補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容及び実施期間
年 月 日付の申請書のとおり
- 2 提案事業に要する経費及び補助金交付決定額
提案事業に要する経費 金 円
補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助金の交付条件
「田原市人材養成活動補助金交付要綱」に準ずること
- 4 市役所関係課のコメント

様式第5号（第9条関係）

田原市人材養成活動補助金 変更申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住 所

団体名 _____

代表者名 _____ 印

年 月 日付け 第 号で決定されました田原市人材養成活動補助金
につきまして、下記のとおり申請内容を変更したいので申請します。

記

申請の変更 内容・理由	
----------------	--

様式第6号（第9条関係）

田原市人材養成活動補助金 変更結果通知書

年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで変更申請のありました、田原市人材養成活動補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 審査結果
認可・不認可
- 2 不認可の場合の理由

様式第7号（第10条関係）

田原市人材養成活動補助金 実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

報告者 住 所

団体名 _____

代表者名 _____ 印

年度田原市人材養成活動補助金の実績報告書について、下記のとおり提出します。

記

1 名 称

2 提案事業の内容

（添付書類）

実績報告書（様式第8号）

提案事業に要した費用の領収書の写し

様式第8号 (第10条関係)

実績報告書

名 称			
実施期間	年 月 日から	年 月 日まで	
参 加 者	氏名	住所	TEL
	氏名	住所	TEL
	氏名	住所	TEL
	氏名	住所	TEL
内 容			
【 予 算 】 経費明細	費 目	金 額	積 算 内 訳
	合 計		
補助交付額	円 (上限12万円)		

感想	
活動計画	